

公社等外郭団体の改革について

1 経緯

(1) 背景

公社等外郭団体は、福祉、医療、産業等の各分野における県政の補完的機能や、地域振興のための社会基盤整備等に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、平成14年度時点で、団体数56、常勤役職員数3,639名(うち県退職者・県派遣802名)、県からの委託料410億円、補助金等113億円、貸付金・出資金等153億円と、県に大きな財政負担をもたらす存在となっていた。

また、官民の役割分担の見直しが進む中、社会経済情勢等の変化により、住宅供給公社のように経営的に行き詰まる団体が出てくるなど、公社等外郭団体についても抜本的な見直しを行う必要に迫られていた。

(2) 監査法人による経営内容調査 ~平成13・14年~

平成13年度から14年度にかけて、監査法人に経営内容調査を委託して、各団体の財務内容や必要性の評価を行った。

監査法人に調査を委託したのは、公認会計士の専門的知識を活用し、各法人の業務全般と財務内容の細部にわたる網羅的・包括的な分析調査を行うことによって、可能な限り、正確に各団体の経営状況を把握するためである。

経営調査においては、財務状況や団体の必要性について、A B C Dの4段階で評価することとした。

(3) 基本的考え方と見直し方針の決定 ~平成14・15年~

これら監査法人による経営内容調査の結果を踏まえて、行政改革推進委員会において議論を行い、平成14年7月、公社等の改革を推進するための指針として「公社改革の基本的考え方」を決定した。 (参考1)

この指針に基づき、公社等における県の関与や事業等について見直し、県民負担の軽減を目的に、県依存型の経営から自立型の経営に転換を図り、抜本的な改革に取り組むこととし、平成14年度から平成15年度にかけて、それぞれの団体の見直し方針を決定した。

(4) 行動計画における位置付け ~平成17年~

平成17年度に策定した「千葉県行財政システム改革行動計画」において、「県庁経営改革」のひとつとして、「公社等外郭団体の見直し」を位置付けた。

その中で、「見直し方針については、その後の環境変化に応じてチェックし、団体の統廃合や役職員数の削減など必要な見直しを行い、団体数、役

職員数を概ね2割削減します。」等と整理した。

(参考2)

(5) 新たな見直し方針の決定 ~平成18年~

平成14・15年の見直し方針に基づき一定の成果を挙げてきたものの、方針の決定から数年が経過する中で、指定管理者制度の導入など、公社等外郭団体を取り巻く環境が変化してきたことを踏まえ、今後とも一層の改革を推進する必要性が生じてきた。

そこで、行政改革推進委員会における意見を踏まえて、平成18年10月、前回の見直し方針を概ね達成した団体や廃止予定・別途検討等としてある団体を除く27団体について、新たな見直し方針を決定した。

(参考3)

2 これまでの成果

(1) 団体数

これまで、公社等外郭団体の廃止・統合・事業の見直し等を行ってきた結果、団体数については、平成14年度の56団体に対して平成21年度には41団体となっており、15団体(27%)減少している。

(参考4、5)

なお、県の指導対象団体は以下のとおりである。

公社等運営協議会(*)に加盟している団体

以外の団体で、県が基本財産、資本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出えんしている団体

* 公社等運営協議会 公社等相互間の連絡調整を図るとともに、共通の課題について調査検討するためのもの。現在、16団体が加盟している。

(2) 常勤役職員数

常勤役職員数について、平成14年度の3,639名(うち県退職者・県派遣802名)に対して平成21年度には2,152名(うち県退職者・県派遣273名)となっており、1,487名(41%)減少している。

(参考4)

(3) 財政支出額

委託料・補助金等の財政支出額について、平成14年度の52,362百万円に対して平成20年度には21,953百万円となっており、30,410百万円(58%)減少している。

(参考4)

3 今後の方向性

(1) 新たな見直し方針を策定する主な理由

3年に一度の見直し時期

「公社改革の基本的考え方」によると、少なくとも3年に一度は事業全体の見直しを行うこととなっており、前回の見直し方針を策定した時期から3年を経過している。

財政健全化法の施行

財政健全化法（平成21年4月から全面施行）においては、将来負担比率の算出に当たって、道路公社・土地開発公社の負債額や自治体が行う損失補償等の実質負担見込額が算入されることとなっている。

これまでのところ、本県においては健全な状態が維持されているが、引き続き、各団体の財務状況を的確に把握した上で、将来負担額（*）の適切な抑制を行うなど、財政健全化に取り組む必要がある。

* 平成20年度決算ベースで64億円（5団体）。なお、県の将来負担額全体（1,852,307百万円）のうち公社等の負担（64億円）の占める割合は、0.3%である。

国による技術的助言

第三セクター等の改革について総務省から通知が出されており、その中で、経営が著しく悪化しているおそれがある第三セクター等に出資等を行っている自治体は、当該団体の抜本的な経営改革策を行う「経営検討委員会」を設置し、その意見を踏まえて、それぞれの団体ごとの経営改革に関する方針を定めた「改革プラン」を策定することとなっている。

公益法人改革への対応

国の公益法人制度改革により、現行の公益法人（特例民法法人）は、平成25年11月末までに公益性を有する法人（公益法人）としての認定か、通常の社団又は財団（一般法人）としての認可を受けなければならず、これらいずれの申請も認められない場合又は申請を行わない場合には解散となる。

したがって、現行の公益法人（特例民法法人）にあつては、所定の期間内に公益法人改革への対応が求められている。

(参考)財務状況等

平成20年度決算に基づく経営状況について、主なものは以下のとおりである。

(参考6、)

- ・ 単年度赤字の団体：14団体 (15団体)
- ・ 累積赤字の団体：12団体 (11団体)
- ・ 単年度・累積ともに赤字の団体：5団体 (4団体)
- ・ 債務超過の団体：4団体 (3団体)
- ・ 県の損失補償付債務等を有する団体：5団体 (5団体)
- ・ 当期損益：13億円 (30億円)
- ・ 累積損益：723億円 (725億円)

(2) 新たな見直し方針のイメージ

基本的な考え方(方針)

- ・ 県依存型の経営から自立型の経営への転換を図り、真に必要な事業を独立採算で行う。
- ・ 新たな公社は設置しない。
- ・ 団体ごとに新たな見直し方針を定め、これに基づき抜本的な改革に取り組む。
- ・ 平成24年度末までに、役職員数、県の財政支出額及び団体数を概ね1割削減する。 新
- ・ 原則として、県からの人的支援はなくす。
- ・ 県退職者の採用は、経験・能力が必要な場合にのみ行う。
- ・ 経営状況を積極的に公開する。
- ・ 公益法人制度改革への対応を速やかに行う。 新
- ・ 土地造成整備事業を行う公社等外郭団体が保有する土地の売却・処分を促進する。 新

団体ごとの見直し方針の考え方

- ・ 「県の関与度」と「経営状況」を指標にして、各団体を「重点指導団体」「指導強化団体」「一般指導団体」として区分した上で、指導を行う。

重点指導団体(4団体) 指導強化団体(23団体)

一般指導団体(14団体)

(参考7)

- ・ 各団体について、それぞれの課題を踏まえて、分類ごと(「廃止」「民営化」「統合」「縮小」「関与縮小」「経営改善」)に整理し、見直し方針を策定する予定である。

(参考8)

(3) 論点

これまでの公社改革の取組や成果等を踏まえて、新たな見直し方針の「基本的な考え方(方針)」について

主に以下の団体に関する見直し方針案について

<重点指導団体> 4 団体

- ・ (株)かずさアカデミアパーク 民営化(別途検討)
- ・ 東葉高速鉄道(株) 経営改善
- ・ 千葉県住宅供給公社 縮小
- ・ (財)千葉県水産公社 経営改善

<指導強化団体> 5 団体

- ・ 千葉県道路公社 経営改善
- ・ 千葉県土地開発公社 縮小
- ・ (財)千葉県下水道公社 縮小
- ・ (財)千葉県観光公社 民営化
- ・ (財)千葉県まちづくり公社 民営化

(参考) 見直し方針における各団体の見直し分類

分類	団体数			今回方針(案)
	H14.15 方針	H18 方針		
廃止	5	1		
民営化	5	3	4	かずさ、観光公、まち公、京葉都市
統合	4	2	3	私学振興会、私学退職金、ヘルス財
縮小	11	5	4	住宅公、土地公、教振興、下水公
関与縮小	8	5	2	ニューフィル、青少年
経営改善	18	12	28	
別途検討	2	1		
継続	3	15(*)		
計	56	44	41	

* 「前回の方針達成」の団体を含む。